電力広域的運営推進機関　第508回理事会議事録

1　開 催 日 時　　2025年（令和7年）4月23日13時30分～14時13分
2　開 催 場 所　　豊洲事務所（江東区豊洲 6－2－15）理事会室（ウェブ会議）
3　理事長・理事総数及び定足数　　総数6名、定足数4名
4　出席した理事長・理事数　　6名
　　（出　　席）　大山理事長、岸理事、髙野理事、田山理事、土方理事、桝谷理事
　　（監事出席）　千葉監事、古城監事

5　議題

決議事項
第1号議案　災害等扶助交付金の金額の決定及び通知並びに同交付金の交付について

第2号議案　事務局権限表の変更について

第3号議案　OCCTO-PMO2025年度活動に伴う支援業務委託の実施について

第4号議案　容量市場における契約変更等の業務について

第5号議案　停電による社会的影響（停電コスト）に関する調査委託の実施について

第6号議案　再エネ特措法に基づく事業者への納付命令に係る納付額の決定と通知について

第7号議案　需給バランス制約による再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の出力抑制の妥当性について（北陸エリア、関西エリア、沖縄本島：2025年3月分）

報告事項
（1）系統アクセス業務の実施に関する規程に基づく実績報告

6　議事の経過及び結果

　定刻に至り、定款に基づき大山理事長が議長となり、定足数の充足を確認した後、本会議の成立を宣した。
続いて、議案の審議に入った。

決議事項
第1号議案　災害等扶助交付金の金額の決定及び通知並びに同交付金の交付について

　岸理事から、九州電力送配電株式会社及び四国電力送配電株式会社より受理した災害等扶助交付金の交付申請書に関して、業務規程第176条の13第1項の規定に基づき申請内容の精査を行った結果を踏まえ、同条第2項の規定に基づき交付金額を決定し、交付対象者へ決定通知書により通知するとともに、同規程第176条の14の規定に基づき交付したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第2号議案　事務局権限表の変更について

　岸理事から、事務局の職制及び権限に関する規程第3条に基づき定める事務局権限表について、容量市場に関する事務

の合理化の観点等から、別紙のとおり変更を行いたいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第 3 号議案　OCCTO-PMO2025 年度活動に伴う支援業務委託の実施について

岸理事から、2023 年度及び 2024 年度に引き続き、2025 年度の OCCTO-PMO 活動を実施し、継続したプロジェクトの品質・コスト・納期の評価及び指導と、活動による改善効果を高めるための取組みを推進するにあたり、支援業務を外部委託により実施するため入札を実施したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第 4 号議案　容量市場における契約変更等の業務について

田山理事から、容量市場における容量確保契約に関して、事業者からの申し入れを受けた契約変更等の業務を実施したいとの提案があった。続いて、事務局から詳細について説明があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第 5 号議案　停電による社会的影響（停電コスト）に関する調査委託の実施について

髙野理事から、停電による社会的影響（停電コスト）は、 本機関の各施策を進める上で必要不可欠な指標として用いられており、また本機関で引き続き調査及び見直しを検討することになっているが、直近の調査は、2013 年度に電力系統利用協議会により実施されたものであり、現状の適切な影響を反映するためには新たな調査が必要であるため、停電による社会的影響（停電コスト）に関する調査を外部委託にて行うための入札を実施したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第 6 号議案　再エネ特措法に基づく事業者への納付命令に係る納付額の決定と通知について

桝谷理事から、経済産業大臣が発した再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 11 第 1 項、第 2 項の規定に基づき、納付を命ぜられた事業者が本機関に納付すべき額について通知したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員意義なく原案どおり承認可決した。

第 7 号議案　需給バランス制約による再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の出力抑制の妥当性について（北陸エリア、関西エリア、沖縄本島：2025 年 3 月分）

田山理事から、業務規程第 180 条第 1 項の規定に基づき、北陸エリア、関西エリア、沖縄本島で 2025 年 3 月に実施した需給バランス制約による再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の出力抑制に関する資料を各エリアの一般送配電事業者から提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が、法令及び送配電等業務指針に照らし妥当であったか否かを確認及び検証し、別紙 1-1～3-1 のとおり検証結果としてまとめ、別紙 1-2～3-2 により公表したいとの提案があった。続いて、事務局から詳細について説明があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

報告事項

（1）系統アクセス業務の実施に関する規程に基づく実績報告

髙野理事から、2025 年 4 月 14 日から同年 4 月 18 日までの間に、系統アクセス業務の実施に関する規程に基づき、当機関が回答を行った接続検討 1 件の実績報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、14 時 13 分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証する。

2025 年 4 月 23 日

理事長　　大山　力

理事　　岸　敬也

理事　　髙野　登志裕

理事　　田山　幸彦

理事　　土方　教久

理事　　桝谷　亨

監事　　千葉　彰

監事　　古城　春実